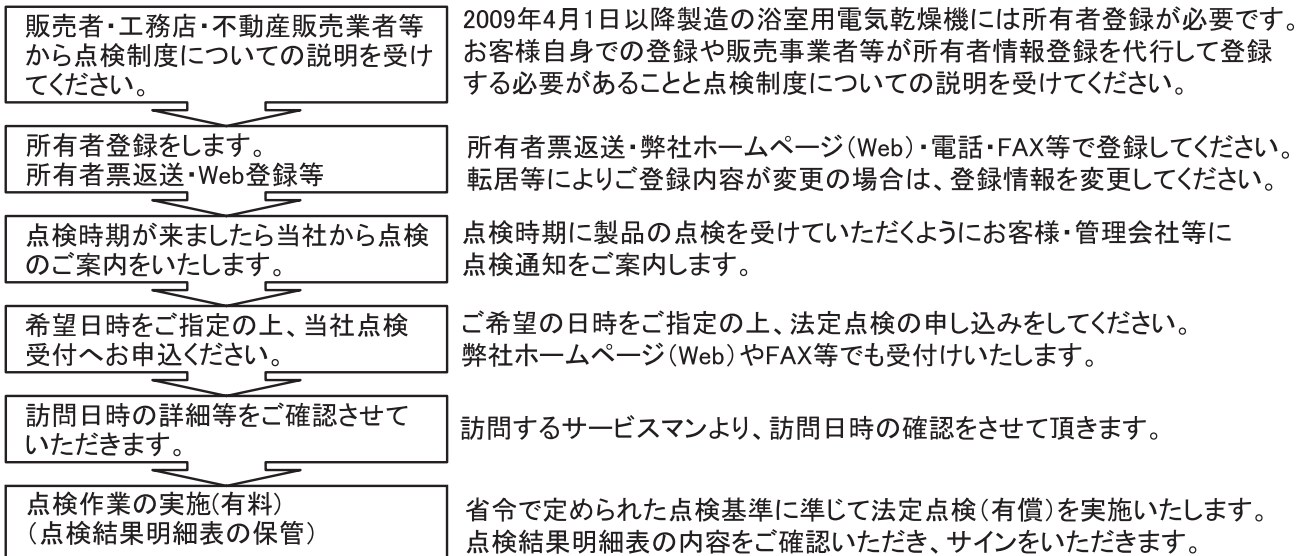


浴室用電気乾燥機(特定保守製品)の法定点検について

消費生活用製品安全法「長期使用製品安全点検制度」は、長期間の使用に伴い生じる劣化(経年劣化)により、安全上支障が生じ、重大事故のおそれが高いものについて、消費者自身による保守が難しく、製品事故を防止するため保守点検を支援する制度です。弊社では、「浴室用電気乾燥機」が《特定保守製品》で対象商品です。

所有者登録から点検作業までの流れ



既製品(2009年3月31日以前製造)の浴室用電気乾燥機の点検について

法の施行前(2009年3月31日以前)に製造された製品については、法律による点検義務はありませんが、お客様のご要望により法に準じた点検の実施をお受けいたします。

製品型式・製造番号をご確認いただき、点検推奨期間に点検を受けていただくことをおすすめします。

当社ホームページの「既製品の製品一覧」に点検時期を迎えた商品と保有部品状況を掲載しております。

この場合は、当社サイトのトップページの【修理・点検等のお申込み】より、法定点検(有料)を申し込んでください。

電話やFAXによる受付もしております。所有者登録をして頂く必要はありません。

浴室用電気乾燥機の法定点検料金

(2014年4月現在)

項目	料金目安(円)	設定基準
①点検技術料	10,000円～	●点検のための基本料金です。約1時間の作業を目安としております。 ●取付状況により、点検できない箇所や時間を要する場合があります。 ●工具・測定器の償却や作業者の業務処理費も含まれます。
②出張交通費等	2,000円～	●サービスセンターからの距離が60km以内の基本料金です。 ●高速道路料金や駐車料金等が発生する場合は実費となります。
③その他経費	3,000円～	●一般管理費・事前部品発送返却費等の本部諸費用
合計金額	15,000円(税別)～	●別途消費税相当額のご負担をおねがいします。

●点検は省令で定められた点検基準に準じて実施いたしますが、構造上確認できない箇所に設置されている場合には点検できないことがあります。

●この点検は、点検基準に適合しているかを点検するもので、点検の結果、修理・整備等が必要な場合の部品代等は、別途有償となります。

●部品保有状況はホームページに掲載します。所定の部品保有期間を過ぎているために、部品がなく、整備に応じられない場合もあります。

●上記料金は2014年4月現在です。諸事情により予告なく変更する場合があります。(最新情報はホームページに掲載します。)

点検に関するご相談窓口

高須産業(株) 長期使用製品相談窓口

《お電話でのお問い合わせ先》フリーダイヤル(無料)

0120-775-191

受付時間:午前9:00～午後5:00

(土曜・日曜・祝日・年末年始・夏期休暇を除く)

●携帯電話・PHSからもご利用いただけます。

●お電話番号はおかけ間違いのないようお願いいたします。

特定製造事業者

 高須産業株式会社

〒311-2404

茨城県潮来市水原3080

TEL: 0299-67-5151

FAX: 0299-67-5120

http://www.takasu-tsk.com